

## 三重県立病院の医業未収金回収業務委託 企画提案コンペ 参加仕様書

### 1 業務委託の目的

本業務委託は、三重県立こころの医療センター、三重県立一志病院、三重県立志摩病院（以下、「三重県立病院」という。）における医業未収金について、効率的な回収を図るために実施します。

### 2 委託業務の内容等

別添「三重県立病院の医業未収金回収業務委託仕様書」に記載のとおり

### 3 委託金額

未収金回収実績額に提案のあった成功報酬率を乗じた額とします。（消費税別途。）

ただし、成功報酬率は、未収金回収実績額の 33 パーセント（消費税を含まない。）を上限とします。

### 4 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に規定する弁護士又は同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であること。
- (2) コンペの参加に当たって提出した企画提案資料について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾する者であること。
- (3) 本業務委託に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (6) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (8) 三重県が賦課徴収する全ての県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 5 参加資格確認申請書の提出

当該企画提案コンペに参加を希望する場合は、企画提案書の提出に先立ち、

「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第 1 号様式）及び添付書類を提出してください。

#### (1) 提出期限

令和 5 年 1 月 19 日（木）15 時必着（期限厳守）

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話で到着を確認してくだ

さい。(電子メール、FAXによる提出は受け付けませんのでご注意ください。)

(2) 提出先

〒514 - 8570 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県病院事業庁 県立病院課 総務班(森川宛)

(3) 結果通知

企画提案コンペの参加資格の有無については、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)及び添付書類が提出された後、三重県病院事業庁県立病院課において内容を確認し、令和5年1月31日(火)17時まで全ての申請者に通知します。

6 企画提案コンペの実施方法及びスケジュール等

(1) 審査等の手順

本仕様書に基づき提出された企画提案資料を三重県病院事業庁において設置する「三重県立病院の医業未収金回収業務委託 企画提案コンペ選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において審査のうえ、最も評価の高い1者を最優秀提案として選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、提案者が5者を超えた場合は、選定委員会において事前に書面審査を行い、書面審査の上位5者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

(2) 企画提案コンペの審査項目

回収業務を行うに当たっての基本認識

ア 病院の信頼性を損なわないための配慮

イ 医療費(患者負担分)に係る未収金であることに対する理解・認識

業務の実施体制

ア 配置予定人員数と体制、業務実施責任者及び業務実施者の業務経験・資格等

イ 業務の実施において不測の事態が生じた際のリスク管理体制(不測の事態を生じさせないためのチェック体制を含む)

ウ 医療機関における未収金回収業務の受託実績とノウハウ

エ 業務実施者に対する教育・研修

業務の実施方法等

次の事項を含む企画提案内容

ア 業務の実施方法、実施の期間や頻度、回数等

イ 債務者からの支払方法、公的支援等の相談業務の対応方法

ウ 居所不明者及び相続人に係る住所及び連絡先等の調査方法

エ 法的措置の実施に当たっての考え方

オ その他の提案等

業務実績の報告

ア 報告様式のわかりやすさ、情報量、正確性の確保等

個人情報保護のための取組

ア 社内規程の内容、情報管理の体制及び具体的な取組等

法令・社内規程の遵守の取組

ア 業務実施者に法令・社内規程を遵守させるための取組（周知やチェック体制等）  
経済性

ア 提案内容（成功報酬率）は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

### （３）スケジュール

企画提案コンペの公告、公募開始	令和５年１月６日（金）
質問書の提出期限	令和５年１月１３日（金）１７時
質問書の回答	令和５年１月１７日（火）１２時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和５年１月１９日（木）１５時
資格申請の結果通知	令和５年１月３１日（火）１７時まで
企画提案書等の提出期限	令和５年２月８日（水）１７時
プレゼンテーションの実施	令和５年２月２１日（火）（時刻は別途連絡）
選定結果の通知等	令和５年２月２８日（火）まで
業務委託契約の締結	令和５年３月上旬

## 7 企画提案コンペの内容についての質問の受付及び回答

### （１）質問の受付期間

令和５年１月６日（金）から１月１３日（金）１７時まで

### （２）質問の提出

別紙「質問書」により行うものとし、「19 企画提案コンペに関する事務担当」に記載の事務担当まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出を行ってください。ファクシミリ、電子メールによる場合は、送信後、電話により着信の確認を行ってください。（土日、及び祝日を除く）

なお、回答に時間がかかる場合がありますので、提出はお早めをお願いします。

### （３）質問に対する回答

いただいた質問については、個々には回答を行わず、令和５年１月１７日（火）１２時までに三重県のホームページに掲載します。

## 8 提出を求める企画提案資料及び提出部数

### （１）企画提案書（任意様式） 正本１部及び写し５部提出

企画提案書には、「6（２）企画提案コンペの審査項目」の内容を含むものとし、原則として、A４サイズ２０ページ以内（表紙含まず）、文字サイズ１１ポイント以上で作成してください。

なお、使用する言語は日本語に限ります。

### （２）委託費見積書（第２号様式） １部提出

## 9 プレゼンテーションの実施

企画提案に係るプレゼンテーションは次のとおり行います。

(1) 日 時 令和5年2月21日(火)

(各提案者のプレゼンテーション予定時刻については、別途連絡します。)

(2) 場 所 三重県津市栄町一丁目 954

三重県栄町庁舎 2階第 21 会議室

ただし、コロナの感染状況により、オンライン会議システムを利用してプレゼンテーションを実施する場合があります。

(3) その他

- ・プレゼンテーション時間は、1者当たり 15 分以内(質疑応答時間を除く。質疑応答時間は 15 分程度)とします。

- ・プレゼンテーションを行う人数は、1者当たり 2 名以内とします。

- ・プロジェクターやタブレット端末等は、提案者の判断により使用可とします。(スクリーンは、当方の事務担当で準備します。)

その他詳細については、別途連絡します。

#### 10 選定結果の通知等

選定結果については、令和5年2月28日(火)までにプレゼンテーションを実施した企画提案者に対して通知するとともに、三重県のホームページにて公表します。

#### 11 最優秀提案者に求める書類について

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする医療機関との契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第4号様式)

(1) 及び(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税

(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、期日日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、別添申立書を提出してください。

#### 12 契約方法に関する事項

最優秀提案の提案者を契約の相手方として、その手続を進めることとします。

なお、契約が不調のときは、選定委員会による選定結果の上位の者から優先して契約の手続を行います。

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

なお、契約書には別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の全条項を含みます。

(2) 契約保証金は、契約締結時の委託債権額に回収率 及び報酬率を乗じた額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額の 100 分の 10 を乗じた額以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは

申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、前述の額に 100 分の 30 を乗じた額以上とします。

また、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」という。）第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、最優秀提案者には過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただきます。

（ 3 ） 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有することとします。

（ 4 ） 契約事務は、三重県病院事業庁県立病院課において行います。

回収率...25.1%（令和 2 年 4 月～令和 4 年 1 1 月の回収実績額から算出した平均回収率）

### 13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

### 14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

### 15 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 17 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（ 1 ） 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが

生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 18 その他

- (1) 今回の企画提案コンペに関し疑義がある場合は、事前に「19 企画提案コンペに関する事務担当」に記載の事務担当に説明を求め、十分承知しておいてください。企画提案書を提出した後に、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 今回の企画提案コンペへの参加に当たり、国内の法令及び三重県における諸規程を遵守し、「三重県立病院の医業未収金回収業務委託企画提案コンペ参加仕様書」に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (3) 業務委託契約の相手方となった場合には、「三重県立病院の医業未収金回収業務委託仕様書」等に記載された内容を厳守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (4) 今回の企画提案コンペに要する経費は、各提案者の負担とします。
- (5) 提出された全ての書類は、返却しません。ただし、今回の企画提案コンペに係る審査・選定以外には利用しません。

なお、提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となります。

- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された全書類を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して落札資格停止措置を行うことがあります。

なお、各提出書類の提出後の差し替え、追加及び削除は、一切認めません。

- (7) 今回の企画提案コンペの実施に関し、この仕様書に定めのない事項は、会計規程の定めるところによるものとします。

## 19 企画提案コンペに関する事務担当

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県病院事業庁 県立病院課 総務班 (担当：森川)

電話：059-224-2348 F A X：059-224-2349

E-mail：[kenbyo@pref.mie.lg.jp](mailto:kenbyo@pref.mie.lg.jp)

三重県病院事業庁県立病院課の事務所は、

三重県津市栄町 1 丁目 954 三重県栄町庁舎 6 階 にあります。